

業務委託仕様書

1 業務名

令和6年度 北海道大学連携型起業家育成施設入居企業等支援業務

2 業務期間

令和6年(2024年)4月1日(月)から令和7年(2025年)3月31日(月)まで

3 業務目的

札幌市では、産業振興ビジョンにおける基本施策の一つとして、「創業環境の整備」を掲げ、創業者を対象としたインキュベーション施設の運営等を行うこととしている。

本業務では、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が設置する北海道大学連携型起業家育成施設（以下「北大BS」という。）に、インキュベーションマネージャー（資格取得予定者を含む、以下「IM」という。）を配置し、当該施設の入居企業や入居予定企業及び退去企業に対し、支援業務及びこれに関連する事業の企画・運營業務等を行い、大学発ベンチャーの創出や中小企業の新事業展開を促進することにより、札幌市内の産業を活性化させることを目的とする。

4 事業費

5,800千円（税込）を限度とする。

5 業務内容

下記の内容の業務を実施するIMを1名配置し、必要な業務を行う。

なお、業務の遂行にあたっては、中小機構が北大BSに配置するチーフインキュベーションマネージャーを中心に、他のIM等と連携を図り、業務を遂行するものとする。

(1) 勤務体制

勤務にあたっては、午前9時00分から午後5時30分までを目途とし、年180日以上（月最低10日以上）、支援体制を整えておくこととする。

なお、業務の必要に応じて、超過勤務及び出張を行うものとする。

(2) 業務の主たる履行場所

北大BS（札幌市北区北21条西12丁目2）

(3) 助言・支援業務

- ア 施設入居者へのハンズオン支援
- イ 産業支援施設・中小企業支援施策の有効活用による企業支援
- ウ 関係機関との連携による企業支援
- エ 入居予定企業の発掘及び誘致
- オ 上記の業務実施に必要な事業の企画、運営

(4) 業務報告書作成業務

業務期間中、入居企業等との守秘義務契約に反しない範囲で、札幌市に対して半期報告書（令和6年9月末時点）を提出すること。

また、事業終了後、完了報告書・事業実績報告書を作成し、速やかに市長あてに提出すること。

半期報告書及び完了報告書は、紙媒体1部及び電子データにより提出すること。

6 留意事項

- (1) 業務遂行に当たっては、十分に委託者と打合せを行うこと。また、疑義が生じた場合は、委託者の指示を受けること。
- (2) 受託者は関係法令を遵守し、誠実に業務の遂行に当たること。
- (3) IMの身分及びサービス上の取扱いについては、受託者の関係規定によるものとする。
- (4) IMの給与（超過勤務手当及び通勤手当等を含む）、旅費、研修参加費等に係る経費については、委託費の中から支払う。
- (5) IMに係る健康保険、厚生年金保険等の社会保険及び雇用保険の適用、保険料の事業主負担並びにそれらの支払事務は、必要に応じて受託者が行う。
- (6) IMに係る災害補償は、受託者の関係規定に基づき、受託者が行う。
- (7) 受託者は、IMに対し、個人情報保護、倫理基準、情報システムの利用及び情報セキュリティ管理等について、中小機構の関連規程の適用を準用するものとして、これを遵守させること。
- (8) 受託者は、業務を通じて知りえた個人情報及び入居者等の秘密事項について、入居者等当事者が了解した場合を除き、本業務の履行期間および履行後においても他に漏らしてはならない。
- (9) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議のうえ決定すること。
- (10) 各業務での制作・作成物等については、委託者がその著作権を持つものとする。

7 秘密保持

(1) 秘密の保持

- ・本市は、提案者から提出された提案書等を、本業務における契約予定者の選考以外の目的で使用しない。
- ・受託者は、本業務に関し、本市から受領又は閲覧した資料等を本市の了解なく公表又は使用してはならない。
- ・受託者は、本業務で知り得た本市及び企業等の業務上の秘密を保持しなければならない。
- ・受託業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部への漏洩がないように注意すること。また、委託者である本市が提供する資料等の第三者への提供や目的外使用をしないこと。

(2) 個人情報の保護

- ・受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の保護に関する法律」を遵守しなければならない。
- ・本事業への参加者に係る個人情報の本市への提供については、必ず本人の同意を得たうえで実施することとし、個人情報を取扱う際には、別記の「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守ることにする。
- ・受託者は、個人情報の取扱状況について、仕様書別添の様式を用いて毎月 20 日までに本市に報告することとする。なお、本報告の開始は契約締結の翌月からとし、履行期間の最終月分の報告については、実施報告書とあわせて提出することとする。